# 令和2年度

# 学校安全マニュアル



学校防災計画 学校防犯計画 学校安全計画 学校保健計画 火災発生時の処置対策 集団下校 リアラートへの対応

大阪教育大学附属天王寺小学校

# I 学校防災計画

## 1. 趣 旨

地震や台風,火災等の災害に備え,児童の安全確保及び避難所(国民保護避難施設を含む。 以下,避難所)としての対応の仕方を共通理解する。

# 2. 災害に備えて

#### 〇 諸機関との連携

- ア. 震災, 台風, 火災時には, 被害が広範囲にわたり, 災害応急対策も広域にわたって行われるため, 日ごろから大学(附属学校課), 阿倍野消防署, 阿倍野警察署, 地域等との連携を図り, 学校の防災体制の整備に努める。
  - ・附属学校課 (072-978-4016) **災害時優先電話(072-976-3235)**
  - ・阿倍野消防署(6628-0119) <u>緊急時は119番</u>
  - ・阿倍野警察署(6653-1234) 緊急時は「非常 110 番」または 110 番
- **イ**. 震災, 台風時には, 交通途絶などにより, 児童が帰宅することが困難な状況が想定される。そのため, 学校内で保護するための体制を示す。
- ウ. 震災, 台風, 火災時には, 児童の安全を確保するため, 臨時休校とすることがある。その場合の基準と連絡方法を示す。
- **エ**. 震災, 台風時には, 交通途絶などにより, 児童が通学途中に災害に巻き込まれ, 連絡が取れないことが想定される。その場合の連絡方法についての指導を図る。

#### 〇 避難(防災)訓練の充実

災害に対する避難訓練は、年間2回の計画で児童が体験的に理解できるよう、校内 安全部が立案し実施する。訓練を通して、様々な場面における危険の回避や避難の方 法について理解させ、児童が状況に応じて安全に行動できる能力を培う必要がある。

#### 〇 防災教育の充実

防災教育は児童の発達段階や学年に応じて、教育活動全体を通して行う。

## O 教職員の防災に関する研修の充実

災害時、児童の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、教職員の状況に 応じた的確な判断と機敏な行動力が求められる。このため、防災に関する研修の充実 を図る。

#### S急地震速報受信機の設置

緊急地震速報を受信し、震度3以上で非常放送が自動的に流れる。

#### 〇 避難所としての備え

本校は、避難所に指定されているため、災害時救援物資を講堂で常時保管する。避難所の運営は、基本的に大阪市危機管理室、阿倍野区役所市民協働課が行うが、発災初期の段階では、教職員のリーダーシップが期待される。

# 3. 災害発生時の教職員の対応

# 〇 児童在校時

災害が発生した場合,児童の安全確保を最優先する。このため,教職員は,児童の避難誘導に当たり,災害の状況等に的確な指示をするとともに落ち着いた態度で励まし,安心感を与えることが重要である。

班名	班長	班	員	任 務		
対策本部	① 学校長	西島(事	務)	◆総括・指揮		
(職員室)	② 副校長	事務系職	員	◆事実経過の記録		
通報・連絡・搬出	③ 主幹教諭			◆報道関係への対応		
を含む	教務主任			◆連絡		
				•阿倍野警察署		
				・附属学校課(短縮 01)		
				· P T A 会長		
				• N T T (臨時回線開設依頼)		
				※負傷者が出た場合は 119番,		
				保護者にも連絡		
				◆書類搬出		
避難誘導・	① #上	学習	授業をして	◆児童の避難誘導		
救 護	② 松村	時間	いる教員	◆逃げ遅れの確認・救助		
	③ 内堀	その他	各担任	◆救護 (湊川)		
消火	① 重田	学習	授業のない	◆初期消火		
	② 橋本よ	時間	教員			
	③ 加藤	その他	高窪・山本・西川			
警備		警備員		◆警備		

- ※ 班長は学校長(副校長)の指示を受けて、所管の任務を遂行する。
- ※ 学校長,副校長とも不在の場合は,主幹教諭または教務主任が,その職務を代行するとともに,学校長,副校長および附属学校課に速やかに連絡し,判断を仰ぐ。

### (火元責任者)

〇各学級教室:各担任	○図書室:日野	○第1理科室:和田			
○第2理科室:西川	○音楽室:上野	○図工室:高窪			
○家庭科室:大原	○体育倉庫:内堀	○保健室:湊川			
○給食室:植田	○視聴覚室,コンピュータ	室:金田			
〇資料室, PTA活動室, 多目的室; 國光					
○事務室,職員室,会議室,	○事務室,職員室,会議室,校長室,用務員室,講堂,各便所,各倉庫:森				

# 〇 校外学習中(宿泊行事を含む)

- ・引率責任者の指示の下、児童の安全確保を最優先に行動する。
- ・児童の安全を確認後速やかに学校、または学校長(副校長)に連絡する。
- ・学校長(副校長)の指示の下、保護者に連絡する。

#### 〇 児童登下校時

- ・児童は、各家庭で決めておいた緊急時の連絡、帰宅・登校方法にそって行動する。
- ・学校は、家庭と連絡を取り合い、児童の安全を確認する。

## 〇 児童在宅時

- ・臨時休校の連絡をする。
- ・学校は、全児童の状況を把握する。
- 〇 休日・夜間等に発災した場合(教職員)
  - ・学校長(副校長)からの連絡を待ち、その指示に従う。
- O 出勤途中又は帰宅途中に発災した場合(教職員)
  - ・すぐさま学校と連絡を取り、現在の状況を伝え、学校長(副校長)の指示に従う。
  - ・可能な場合, 学校へ行くように努める。

# 4. 臨時休校にする場合の基準と連絡方法

〇 午前7時現在で警報が発令されている場合

大阪府(大阪市,東部大阪,南河内,泉州)に**大雨・洪水・暴風・大雪警報**のいずれ かが、発令されているとき臨時休校とする。(交通機関が不通になったときも同様)

※ 大阪府の北大阪, 奈良県, 兵庫県から通学している児童は, 児童の住んでいる ところに, 上記の警報が発令された場合は, 出席停止とする。

#### O 午前7時から始業時刻までに警報が発令された場合

上記の警報のいずれかが発令されたときは、臨時休校とする。

- ・児童が自宅にいる場合には登校させない。
- ・児童が登校途中,または,すでに登校している場合には,始業時刻に登校児童の 確認をし,各家庭に連絡をとってから下校させる。

## 〇 始業時刻以降に発令された場合

①下校時刻等が変更の場合 ホームページ及びメール,ラインで連絡し,各家庭からの返信メール等で連絡が とれた家庭から下校させる。

②下校時刻等が平常通りの場合 ホームページ及びメール,ラインで,「平常通りの下校」を連絡する。

# 5. 教育活動の再開に向けて

教育活動を早期に再開するため、児童の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認を行うとともに、児童の心のケアに十分配慮する。

- ・保護者と連絡を取り、児童の居住地、連絡方法を把握する。
- ・大学(施設課)と相談の上,安全な教室を確保する。
- ・各交通機関,大阪府,大阪市,堺市と連絡をとり,通学路の安全確認を行う。
- ・学校医、学校危機メンタルサポートセンター、スクールカウンセラーなどと相談の 上、心のケアに配慮する。

# 6. 避難所としての対応

本校が、避難所となる場合は、避難所の開設・管理運営を支援する。支援に当たっては、大阪市危機管理室、阿倍野区役所市民協働課、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にし、円滑な運営に努める。

避難所の開設,管理運営について,高齢者等への配慮や緊急物資の確保など避難所運営を行うとともに、大阪府・大阪市や防災市民組織との連携を図る。

# 7. 警戒宣言に伴う対応

学校長(副校長)は、警戒宣言が発令された場合、大学、消防、警察、大阪府・大阪市等と連絡を取り、教職員及び保護者に安全につとめるよう周知徹底し、宣言時の混乱を最小限に止めることに努める。

# Ⅱ 学校防犯計画

# 1. 趣 旨

不審者侵入を防止し、緊急時における児童の安全確保のための対応を共通理解する。

# 2. 校内侵入の防止

- ・校内への立ち入りは,正門だけを利用する。
- ・警備員2名を正門に配置する。(1名は校内を定期的に巡回する。)
- ・保護者は入校証を警備員に提示し、校内では常に入校証を着用する。
- ・教職員・保護者以外の来校者は、正門で受付を済ませ、入校証を着用する。
  - →来校予定者が分かっている場合は、名簿等をあらかじめ警備員に渡しておく。
  - →予定外の入校者については、インターホンで確認の上、記帳し入校を許可する。
  - ※ 入校証のストラップの色
    - 青 教職員 水色 教育後援会役員, 学校評議員 緑 保護者
    - ・赤-来校者・黄-教育実習生

# 3. 緊急事態発生時

# ① 役割分担

班名	班長	班	員	任 務		
対策本部	① 学校長	西島 (事務)		◆事実経過の記録		
(職員室)	② 副校長	職員室にいる	る教員	◆報道関係への対応		
通報・連絡・搬	③ 主幹教諭			◆校門の施錠		
出を含む	教務主任			◆警備員は正門施錠		
				◆連絡(非常 110 番使用)		
				•阿倍野警察署		
				·附属学校課(短縮 0 1)		
				・ P T A 会長		
				・NTT(臨時回線開設依頼)		
				※負傷者が出た場合は 119 番,保		
				護者にも連絡		
避難誘導·救	① 井上	学習時間	授業をして	◆児童の避難誘導		
護	② 松村		いる教員	◆救護 (湊川)		
	③ 内堀	その他	各担任			
不審者対応	① 重田	学習時間	授業のな	◆不審者への第1次対応		
	② 橋本よ		い教員	◆警備員1名		
	③ 加藤	その他	高窪,山			
			本, 西川			

- ※ 班長は学校長(副校長)の指示を受けて,所管の任務を遂行する。
- ※ 学校長,副校長とも不在の場合は,主幹教諭または教務主任が,その職務を代行するとともに,学校長,副校長および附属学校課に速やかに連絡し,判断を仰ぐ。

# ② 不審者(入校証を着用していない者)の侵入があった場合

- ・児童の安全確保を最優先する!
- ・相手の状況から児童に対する危険度を判断する。

A体制 警察による対応と、児童の緊急避難を要するケース (凶器 を持っている。)

**B体制** 警察への連絡と多数の教職員で対処すべきケース

**C体制** 児童に危険がないと判断したケース

# A 体制·B体制

## 〇不審者を発見したとき

発見者は、まず近くにいる児童の安全を確保し、非常ブザー等で全教職員、児童に知らせる。(その後も不審者の動きに合わせて、順次非常ブザーを押し、警笛を吹く。)

#### 〇職員室にいる教員(副校長)

- ・モニター (履歴が表示される) を確認しながら押された非常ブザーの位置を緊急 放送で知らせる。
- ・校内放送 「〇〇」(〇〇は対応現場名)

#### ○学習時間の場合

- ・各教室では,直ちに出入り口,窓を閉め内側から施錠する。教員は,児童を掌握する。(教室の中央部分に集め,椅子を机の中に入れる。)
- ・椅子, ほうきなどで, 不審者が教室に侵入するのを防ぐ。指示があるまで, 施錠 は解かない。 (講堂, 屋上, プールも同様)

# 〇学習時間以外の場合

- 教員は、それぞれの教室へ急行する。
- ・廊下にいる児童は,直ちに近くの教室に入り内側から施錠する。指示があるまで, 施錠は解かず教室にいる。放送による指示を待つ。
- ・運動場にいる児童は,直ちに砂場に集合する。
- ・1-1, 2-3, 3-1, 4-3, 5-3, 6-3, 図工室, 図書室での授業者は, 便所に児童がいないか確認をし, そこにいた場合は教室に招き入れる。

# 〇不審者への直接対応

- ・不審者対応班は必ず警杖・携帯電話等を持って現場へ急行する。
- ・不審者を発見したときには、非常ブザーを鳴らすとともに、警笛を吹き、不審者 の位置を他の人に知らせる。
- ・間合いを取りながら、警察到着まで注視する。

#### ○諸機関への連絡

通報・連絡班は、学校長(副校長)の判断のもと、警察(非常110番で)へ連絡する。

# C体制

#### 〇不審者を発見したとき

発見者は,直ちに校内放送で他の教職員に知らせる。

- ・「校内放送、校内放送、〇〇へお越し下さい。」(〇〇は対応現場名)
- ・不審者対応班は現場へ急行する。
- ・対応中は児童を近づけない。
- ・通報・連絡班は、学校長(副校長)の判断で、警察(110番)へ通報する。

## 4. 負傷者が出た場合

- ・負傷者への対応。「災害発生時の処置対策について」に沿って対応する。
- ・負傷していない児童を運動場へ集合させ、状態を把握し、保護者へ連絡する。 (帰宅方法の連絡、指示、誘導等)
- ・児童を下校させる場合、「**集団下校について**」に沿って対応する。
  - A. 保護者による出迎え
  - B. 通学班による集団下校
  - C. 学年一斉の下校
- ・学校安全管理委員会に協力を依頼することも想定する。
- ・必要に応じて正門は閉鎖する。(混乱が予想される場合…マスコミ等)
- ・救急車の進入路は原則として正門とする。(警備員を配置)

# 5. 犯行予告があった場合

- ・脅迫電話の場合は内容の記録をとる。
- ・学校長,副校長に連絡する。
- ・やや緊急の場合は阿倍野警察署(6653-1234)へ連絡する。
- ・附属学校課 (短縮 01番 072-978-4016) へ連絡する。

# 6. 諸機関から不審者出没の連絡があった場合

学校長(副校長)は、不審者の行為(殺傷事件か否か)と位置(学校や天王寺駅に近いか否か)から臨機応変に判断し不審者侵入に備える。

### 7. その他

- ・毎朝,学校全体の欠席児童を把握する。学級教室等にて確認し、朝の会終了後,欠席 連絡を職員室へ行い,校務支援ソフトにて集計,全校の状況を把握する。)
- ・教職員は校内で入校証を着用していない人を見かけた場合,「何かご用ですか?」と 声をかけ,不審者の発見に努める。
- ・本校に対策本部が設置されるとき、電話を5回線確保する。 (1~3番,4番,学校非常用携帯電話)
- ・教職員間の連絡にはトランシーバー、携帯電話等を使用する。
- ・避難訓練(不審者対応),不審者対応訓練は,校内環境維持改善部が,普通救命救急法 講習会は,健康教育部が企画・立案し,実施する。
- ・登下校通知システム登録家庭は,該当児童が登下校時吹き抜け付近を通過した際,保 護者がメールで登下校したことを確認することができる。

# Ⅲ 学校安全計画

# 第1学期

	4 月	5 月	6 月	7 月
	・学校安全マップ作成	・学校安全マニュアル作成	・安全管理チェック	・校内安全点検
安	(自宅周辺)	・校内安全点検	(第1四半期)	・プール施設の安全点検
全	·校内安全点検表作成	· 修学旅行実施計画確認	・校内安全点検	・臨海学舎実施計画確認
管	・運動施設用具の安全点検	・運動施設用具の安全点検	・プール施設の安全点検	・運動施設用具の安全点検
理	· 緊急連絡網作成	· 林間学舎実施計画確認	・不審者侵入時の対応確認,	
	・防火施設の安全点検		PDCAサイクルシート作成	
	・通学班編成		・運動施設用具の安全点検	
安	・通学路の安全指導	・修学旅行での安全指導	・不審者侵入時に関する	・臨海学舎での安全指導
全	・学校安全マップ作成	・林間学舎での安全指導	安全指導	・夏休みの過ごし方
教	(自宅周辺)		・水泳時の安全指導	
育	・校内移動時の安全指導			
	· 交通安全指導			
	・非常ブザー,警報機に	・避難訓練(修学旅行)	·不審者対応訓練(教職員)	・防災キャンプ
組	よる緊急対応	・非常ブザー,警報機に	・避難訓練(不審者対応)	•避難訓練(臨海学舎,津波)
織		よる緊急対応	· 学校安全管理委員会	・避難訓練(林間学舎)
活			・プール安全管理委員会	・臨海学舎指導者研修会
動			・プール避難訓練	・非常ブザー、警報機によ
			・非常ブザー,警報機に	る緊急対応
			よる緊急対応	・普通救命救急法講習会
			・ 普通救命救急講習会(教職員)	(PTA健康安全委員会)

# 第2学期

	8 · 9月	10月	1 1 月	12月
安	・安全管理チェック(第2四半期)	・校内安全点検	• 校内安全点検	・安全管理チェック
全	・校内安全点検	・運動施設用具の安全	・運動施設用具の	(第3四半期)
管	・運動施設用具の安全点検	点検	安全点検	・校内安全点検
理	・防火施設の安全点検			・運動施設用具の安全
	・ 火 災 発 生 時 の 対 応 確 認 ,			点 検
	PDCAサイクルシート作成			
安	・けがの手当てと予防			・冬休みの過ごし方
全	・火災発生に関する安全指導			
教				
育				
組	· 避難訓練(火災)	・非常ブザー、警報	・非常ブザー,	・非常ブザー、警報
織	・非常ブザー,警報機による緊急対応	機による緊急対応	警報機による	機による緊急対応
活			緊急対応	
動				

# 第3学期

_	- :		
	1 月	2月	3 月
安	・校内安全点検	・校内安全点検	・安全管理チェック
全	・運動施設用具の安全点検	・スキー教室実施計画確認	(第4四半期)
管	・防火施設の安全点検	・運動施設用具の安全点検	・校内安全点検
理	・ 地震発生時の対応,		・運動施設用具の安全点検
	確認PDCAサイクルシート作成		
安	・地震発生時に関する安全指導	・屋外運動に関する指導	・春休みの過ごし方
全	・屋外運動に関する安全指導	・スキー教室での安全指導	
教			
育			
組	・避難訓練(地震)	・避難訓練(スキー教室)	・非常ブザー、警報機によ
織	・非常ブザー,警報機による緊急対応	・非常ブザー、警報機によ	る緊急対応
活		る緊急対応	
動			

# Ⅳ 学校保健計画

# 第1学期

保健   自分の体を知ろう   歯を大切にしよう   夏を健康に過う   一	
保健       ・定期健康診断       ・歯科検診         行事       視力検査,應力検査,限科検診,耳鼻科検診       ・内科検診         心電図検査,結核健康診断調査,運動器検診調査       ・朝の健康観察(臨海前健診)         主 ・朝の健康観察 ・規健康診断の ・定期健康診断の管理・アレルギー疾患対応の共通理解・アレルギー疾患対応の共通理解・児童の清掃計画 (分担・用具)・樹木の害虫駆除・プールの水質管理・プールの水質管理・光化学スモッグの対応・環境衛生検査・プールの水質管理・光化学スモッグの対応・環境衛生検査・大掃除・ガールを全委員会・飲料水の検査・プール事故対応訓練・光化学スモッグの対応・・光化学スモッグの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>等</b> 珊
# 使 発育二測定、尿検査、内科検診	<b>答 田</b>
提	<b>答 田</b>
<ul> <li>行事</li></ul>	<b>答 田</b>
事       心電図検査,結核健康診断調査、運動器検診調査       (臨海前健診)         主       ・朝の健康観察 ・保健調査 ・定期健康診断の ・定期健康診断事後措置 ・定期健康診断事後措置 ・定期健康診断の 事後措置       ・朝の健康観察 ・定期健康診断の 事後措置       ・朝の健康観察 ・宿泊行事の 健康安全管理         理       ・アレルギー疾患対応 の共通理解       ・飲料水の検査 ・樹木の害虫駆除 ・光化学スモッグの対応       ・飲料水の検査 ・プールの水質管理 ・光化学スモッグの対応       ・飲料水の検査 ・プールの水質管理 ・光化学スモッグの対応       ・大掃除 ・光化学スモッグの対応         理       管 ・飲料水の検査 ・加椅子の調整 ・飲料水の検査 ・飲料水の検査 ・加椅子の調整 ・質ール・総食室) ・光化学スモッグの対応       ・光化学スモッグの対応 ・光化学スモッグの対応         理       管 ・ 郷・ 本・ の異施       ・光化学スモッグの対応 ・光化学スモッグの対応	<b>答 田</b>
主       ・朝の健康観察       ・朝の健康観察       ・朝の健康観察       ・朝の健康観察       ・朝の健康観察       ・前の健康観察       ・宿泊行事の       ・宿泊行事の       ・宿泊行事の       健康安全管理         世       ・定期健康診断の       事後措置       ・要配慮児童の共通理解       ・飲料水の検査       ・飲料水の検査       ・飲料水の検査       ・飲料水の検査       ・が料水の検査       ・・が料水の検査       ・・が料水の検査       ・大掃除         保       環       ・給食室の衛生管理       ・光化学スモッグの対応       ・環境衛生検査       ・大掃除       ・ガール安全委員会       ・光化学スモッグの対応       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>ж</b> ш
(な)       ・保健調査       ・定期健康診断の       ・定期健康診断の       ・宿泊行事の         (を)       ・定期健康診断事後措置       ・要配慮児童の共通理解       ・飲料水の検査       ・飲料水の検査       ・飲料水の検査       ・飲料水の検査       ・が料水の検査       ・が料水の検査       ・が料水の検査       ・ガールの水質管理       ・プールの水質       ・プールの水質       ・大掃除       ・ガール・給食室       ・光化学スモッグの対応       ・光化学スモッグの対応       ・光化学スモッグの対応       ・光化学スモッグの対応       ・光化学スモッグの対応       ・光化学スモッグの対応       ・光化学スモッグの対応       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>答 田</b>
体       ・保健調査       ・定期健康診断の事後措置       ・定期健康診断の事後措置       ・定期健康診断の健康安全管理         保       ・児童の清掃計画 (分担・用具)       ・飲料水の検査 (分担・用具)       ・樹木の害虫駆除 (水道水・プール・給食室)       ・光化学スモッグの対応 (水道水・プール・分配)       ・光化学スモッグの対応 (水道水・プール・光化学スモッグの対応 (水道水・プール・光化学スモッグの対応 (水道水・プール・光化学スモッグの対応 (水道水・プール・光化学スモッグの対応 (水道水・プール・光化学スモッグの対応 (水道水・プール・光化学スモッグの対応 (水道水・プール・光化学スモッグの対応 (水道水・プール・光化学スモッグル・光化学スモッグの対応 (水道水・プール・プール・光化学スモッグの対応 (水道水・プール・光化学ス・プール・プール・プール・プール・プール・プール・プール・プール・プール・プール	<b>———</b>
管理     ・定期健康診断事後措置     事後措置     事後措置     ・要配慮児童の共通理解       ・児童の清掃計画     ・飲料水の検査     ・飲料水の検査     ・飲料水の検査       (分担・用具)     ・樹木の害虫駆除     ・プールの水質管理       ・給食室の衛生管理     ・光化学スモッグの対応     ・環境衛生検査     ・大掃除       ・机椅子の調整     ・プール安全委員会     ・水化学スモッグの対応     ・光化学スモッグの対応       理管     ・飲料水の検査     ・プール事故対応訓練     ・光化学スモッグの対応       理     ・飲料水の検査     ・プール事故対応訓練     ・光化学スモッグの対応	<b>一</b>
理       ・アレルギー疾患対応 の共通理解       ・飲料水の検査       ・飲料水の検査       ・飲料水の検査       ・飲料水の検査       ・飲料水の検査       ・飲料水の検査       ・光化学スモッグの対応       ・環境衛生検査       ・大掃除         健       境       ・机椅子の調整       ・プール安全委員会       ・光化学スモッグの対応         理       ・飲料水の検査       ・プール事故対応訓練       ・光化学スモッグの対応         理       ・飲料水の検査       ・プール事故対応訓練       ・光化学スモッグの対応         理       ・飲料水の検査       ・プール事故対応訓練       ・光化学スモッグの対応	笠 珊
の共通理解       ・飲料水の検査       ・飲料水の検査       ・飲料水の検査         保保       (分担・用具)       ・樹木の害虫駆除       ・プールの水質管理         (分担・用具)       ・樹木の害虫駆除       ・プールの水質管理         ・給食室の衛生管理       ・光化学スモッグの対応       ・環境衛生検査       ・大掃除         ・机椅子の調整       ・プール安全委員会       (水道水・プール・給食室)       ・光化学スモッグの対応         理       ・飲料水の検査       ・プール事故対応訓練       ・光化学スモッグの対応         理       ・嘘吐処理セット・の実施	<b>答 </b> 理
保       (分担・用具)       ・樹木の害虫駆除       ・プールの水質管理       ・プールの水質         健 環       ・給食室の衛生管理       ・光化学スモッグの対応       ・環境衛生検査       ・大掃除         管 境       ・机椅子の調整       ・プール安全委員会       (水道水・プール・給食室)       ・光化学スモッグの対応         理       ・飲料水の検査       ・プール事故対応訓練       ・光化学スモッグの対応         理       ・嘔吐処理セット・の実施	答 理
健       環       ・給食室の衛生管理       ・光化学スモッグの対応       ・環境衛生検査       ・大掃除         管       境       ・机椅子の調整       ・プール安全委員会       (水道水・プール・給食室)       ・光化学スモッグの対応         理       管       ・飲料水の検査       ・プール事故対応訓練       ・光化学スモッグの対応         理       ・嘔吐処理セット・の実施	答曲
健     環     ・給食室の衛生管理     ・光化学スモッグの対応     ・環境衛生検査     ・大掃除       管     境     ・机椅子の調整     ・プール安全委員会     (水道水・プール・給食室)     ・光化学スモッグの対応       理     ・飲料水の検査     ・プール事故対応訓練     ・光化学スモッグの対応       理     ・嘔吐処理セット・の実施	日垤
で	
理     ・飲料水の検査     ・プール事故対応訓練     ・光化学スモッグの対応       理     ・嘔吐処理セット・の実施	ブの対応
理・嘔吐処理セット・の実施	
配置	
体 ・「毎日の生活と健康」(3年)・「育ちゆく体とわたし」(4年)	
・「心の健康」(5年) ・「病気の予防」(6年)	
保 ・健康診断の目的と ・月経の処置指導 (4年女子)	
<b>健 保</b>   正しい受け方 ・夏季の健康について	
・給食における食育指導・夏休みの過ごし方について	
・保健だより   ・給食における食育指導	
・給食だより・保健だより	
・給食だより	
・歯と口の健康ポスターの作成	

# 第2学期

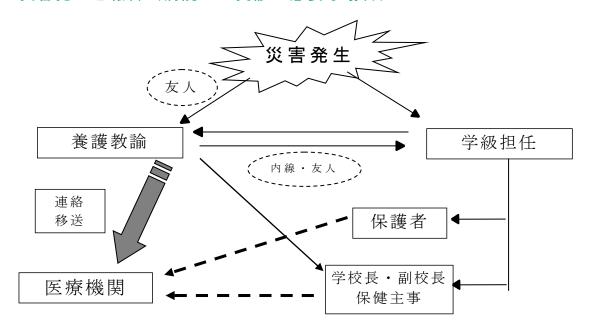
		8 · 9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月
保健		けがを予防しよう	目を大切にしよう	よい姿勢で生活	冬を健康に過ごそう
目標				しよう	
保健		・ 発 育 二 測 定			
行事					
	主	・朝の健康観察	・朝の健康観察	・朝の健康観察	・朝の健康観察
	体	・発育測定の事後措置			
保	管				
健	理				
管	環	・飲料水の検査	・飲料水の検査	・飲料水の検査	・飲料水の検査
理	境	・運動会の健康安全管理	・感染性胃腸炎予防		・教室環境検査
	管	・給食室の衛生管理	(嘔吐物処理セット)		・大掃除
	理				
	体	・「毎日の生活と健康」	(3年)・「育ちゆ	く体とわたし」(4	[年]
保	育	・「けがの防止」(5年) ・「病気の		予防」(6年)	
健	保	・けがの手当てと予防	・給食における食育指導	・冬季の健康について	・冬休みの過ごし方
教	健	・給食における食育指導	・保健だより	・給食における食育指導	・給食における食育指導
育	指	・保健だより	・給食だより	・保健だより	・保健だより
	導	・給食だより		・給食だより	・給食だより

# 第3学期

		1 月	2 月	3 月	
保 健		教室の換気をしよう	外で元気に遊ぼう	健康な生活を見直そう	
目	標				
保	健	・発育二測定			
行	事				
	主	・朝の健康観察	・朝の健康観察	・朝の健康観察	
	体	・発育測定の事後措置	・スキー教室の健康管理	・卒業生の保健管理情報の進学先	
保	管			中学校への引継	
健	理			・新入生の保健管理	
管	環	・飲料水の検査	・飲料水の検査	・飲料水の検査	
理	境	・教室環境検査	• 教室環境検査	・大掃除	
	管	・給食室の衛生管理		・机椅子の点検	
	理			・備品の点検	
	体	・「毎日の生活と健康」(	3年)・「育ちゆく体とわた	こし」 (4年)	
	育	・「けがの防止」(5年)	・「病気の予防」	(6年)	
保		・風邪,インフルエンザの予	・風邪,インフルエンザの予防	・春休みの過ごし方	
健	保	防に関する指導	に関する指導	・給食における食育指導	
教	健	・屋外運動に関する指導	・屋外運動に関する指導	・保健だより	
育	指	・給食における食育指導	・給食における食育指導	・給食だより	
	導	・保健だより	・保健だより	・薬物乱用教室(6年)	
		・給食だより	・給食だより		

# V 災害発生時の処置対策について

# I. 災害発生と報告 (病院への受診が必要な場合)



○ 養護教諭 ……… 医療機関への連絡 (ケガの状況, 受け入れの依頼)

移送前に副校長(又は保健主事,主幹教諭)に連絡

○ 学級担任 ………… 家庭に連絡し,学校や病院へ来る必要があれば要請する。

副校長・保健主事へ,病院へ受診することを報告する。

○ 学級担任または保健主事

………… 事後,必要に応じて,職員会議にて報告する。

当日中に校内災害記録票にて報告をする。

## Ⅱ. 応急処置

養護教諭があたる。

養護教諭不在時は、学級担任または副校長・保健主事があたる。

救急車要請が必要な場合, 副校長, 保健主事へ要請の依頼をする。

# Ⅲ. 家庭への連絡について

- ① けがの発生状況,児童の状態を簡潔に報告する。保護者に必要以上に動揺を与えないよう事実を正確に,言葉に注意して連絡をする。
- ② かかりつけの病院があるかどうかを確認する。かかりつけの病院がない場合,学校が常時受診する病院でよいか確認する。

※縫合する必要があると思われるけがについては、保護者にその旨を伝える。

- ※頭部打撲については、十分に観察をした上で対処する。受診する程度でない場合でも、必ず保護者に連絡をする。 (養護教諭→学級担任→保護者)
- ③ 保護者不在時には、学校の判断で受診する病院を決定する。
- ④ 処置を受けた後,学校生活を続行することが困難と考えられる場合は,病院まで迎えに来てもらうよう連絡をする。

# Ⅳ. 移送について

車の利用が必要な場合は,原則としてタクシーを利用する。

# ── 救急車(119)要請する場合 ■

- ① 「救急車をお願いします」
- ② 学校名, 所在地

「大阪教育大学附属天王寺小学校,阿倍野区松崎町1-2-45」 電話番号,目印

「06-6621-0123, 大阪鉄道病院の東側」

③ 傷病者の氏名,性別,年齢,状態を説明する。

出血の有無、意識障害の有無、時間経過、気道確保をして救急車を待っている等

④ 到着までにかかる時間を聞いておく。

「校門の所まで職員が迎えに出ます」と告げる。

## Ⅴ. 付き添いについて

- ① 大きなけが(生命に危険のあるような場合) 養護教諭とともに、副校長・保健主事・学級担任のいずれかが付き添う。
- ② 通常のけが(生命に危険はないが,速やかに医師の診察を要する場合) 養護教諭が付き添うが、学校行事などで離れられないときや不在時は、学級担任、 または授業のない教員が付き添う。

# Ⅵ. 事後措置

学級担任は,本人及び一緒にいた児童より災害発生の状況を聞き,「校内災害記録票」 に記入し、養護教諭・保健主事・副校長へ提出する。

学校長,副校長,保健主事等と相談のうえ,安全対策,安全指導の徹底をはかる。 大きな災害発生の場合,報道関係者,その他部外者への対応は,学校長,副校長とする。

# Ⅷ. 医療費の支払いについて

- ① 医療費については、初診時から、原則保護者が支払う。
- ② 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以後,センターと記載)へ災害共済給付金の申請後,センターより,学校へ給付される。(窓口支払い額が1500円以上の場合にのみ適用)
- ③ 給付があった場合、事務室より、保護者宛に「事務室まで印鑑持参のうえ、受け取りにご来校ください」という内容のプリントが配付される。

# VI 集団下校について

# 【集団下校までの流れ A (危険度高)全校一斉下校】

- ① 電話連絡網を用いて、各家庭に学校まで迎えにきてもらうよう要請する。 (補助的にメールも配信する。)
- ② 運動場にて朝礼の隊形で各学級ごとに集合する。
- ③ 学級担任が(ア,イ,ウ)の方法で保護者に引き渡す。 その際,ア,イの方法で下校させることができない児童を校内に待機させ,連絡が つき次第,ア,イまたはウの方法で下校させる。
  - ア …… 保護者が迎えに来る。
  - イ …… 他の保護者が一緒に連れ帰る。 (この場合は、学年・組・氏名を必ず確認する。)
  - ウ …… 次の駅や地点まで、教職員が引率して下校させる。 \*メトロ・JR天王寺東口・近鉄阿部野橋・阪堺線天王寺駅前 ・バス停や交差点等
- ④ 児童の下校終了後、学校長・副校長に報告する。

# 【集団下校までの流れ B (危険度中)全校一斉下校】

- ① 電話連絡網を用いて、各家庭に集団下校を行う旨を伝える。 (補助的にメールも配信する。)
- ② 運動場に,通学班別に集合する。 \*雨天時は,各小班教室に下靴で集合する。
- ③ 担当教員が人員点呼を行う。\*欠席児童一覧は、朝礼台にて確認する。\*雨天時は、職員室にて確認する。
- ④ 人員点呼後,担当教員が引率し、駅・バス停または、最寄り交差点等にて解散する。
- ⑤ 終了後,学校長・副校長に報告する。

# 【集団下校までの流れ C (危険度低) 学年一斉下校】

- ① 学級ごとに人員確認する。
- ② 次の3コースに分かれ、担任等が引率して下校させる。

- \*下校の流れAの①ウと同じ所まで送る。
- \*担当等は、学年間で相談する。

適宜, 空き時間の教員が補助する。

# 各学年 最終校時

月	(5)	1, 2年
	6	3, 4, 5, 6年
火	6	全学年一斉 B 体制
水	(5)	1,2,3年
	6	4,5,6年
木	4	全学年一斉 B 体制
金	(5)	1 年
	6	2,3,4,5,6年

≯F□ C	≯⊦¤ B	メトロ A	バス徒歩	南海	阪和	_ 近南	環内	環 B	環 A
22 21	20 19	18 17	16 15 14	13 12	11 10	9 8	7 6 5	4 3 2	1

# Ⅲ Jアラートへの対応

- 1. <u>午前7時現在で、Jアラートが大阪府に発信</u>されている場合は、<u>臨時休校</u>とする。
  - (午前7時から始業時刻までに警報が発令された場合,始業時刻以降に発令された場合は,「学校安全マニュアル」P.4「4. 臨時休校にする場合の基準と連絡方法」に進じる。)
- 2. 登下校中など、屋外で緊急情報を聞いたときの対応を事前に安全指導する。
- 3. 登校後に、大阪府に緊急情報が発信されたときには、屋外にいる児童を校舎内へ避難 させ、教室等では、爆風等によるガラスの飛散から身の安全を守るため、机の下に隠 れるようにする。
- 4. **緊急事態が発生**(ミサイルの着弾など)の場合, <u>学校長をトップとする対策本部を設置</u>し,大学,消防,警察,大阪府,大阪市等と連携し,休校などの対応を検討する。 (「学校安全マニュアル」P.4「7. 警戒宣言に伴う対応」に準じる。)

## 〇 児童への指導内容

- 1. Jアラートを活用した緊急情報が発信された場合の行動例
- ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを通じて、防災行 政無線等で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メール等によって緊急情報が発信されるので、メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに次の行動をとることが求められる。

#### 屋外にいる場合の行動例

- 近くのできるだけ頑丈な建物や地下などに避難する。
- ・ 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

#### 屋内にいる場合の行動例

・ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

### 自動車の車内にいる場合の行動例

・ 車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下 街などに避難する。周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などがない場合、車から離 れて地面に伏せ、頭部を守る。

# 2. ミサイルが着弾した場合の行動例

- ミサイルが着弾した場合に取るべき行動の例は以下の通り。
- ・ 近くにミサイルが着弾した場合は、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・ 弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なるため、テレビ・ラジオ・ インターネット等を通して、情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

# 通達

平成29年9月8日付け文部科学省「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」 (平成29年4月21日付け消防国第38号,消防運第24号「弾道ミサイル落下時の行動 等について」を参考に作成)

# 〇 指導資料

- 学校でミサイル発射の警報等を聞いたときは
  - ·グラウンドにいる児童·生徒の皆さんは,校舎内に避難して安全を確保してください!
  - ・校舎内にいる児童・生徒の皆さんは、机の下に隠れるなど安全を確保してください!
    - 教室等の中で身を低くする。
    - 〇 窓から離れて外を見ない。
    - 〇 机など丈夫なものに隠れ、頭を守る。



